

## 第2章 会 員

### (会員及びその資格)

#### 第7条

1. 本会会員は、正会員、一般会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）上の社員とする。
2. 正会員は、保険業法第276条により登録された所在地を兵庫県内とする損害保険代理店の代表者及び所在地を兵庫県外とする損害保険代理店の兵庫県内における営業所代表者とする。
3. 前項の規定にかかわらず、理事会が必要と認めた時は、所在地を兵庫県外とする損害保険代理店の代表者を正会員とすることができる。
4. 一般会員は、正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第302条により届出がなされた者とする。
5. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助または後援する法人、個人とする。

### (入会の方法)

#### 第8条

1. 本会の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 本会の一般会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

### (入会金及び会費)

#### 第9条

1. 本会に入会する場合は、社員総会の決議により別に定めるところによる入会金を納めなければならない。
2. 会員は、社員総会の決議により別に定めるところによる会費を納入しなければならない。

### (会員の権利義務)

#### 第10条

会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び社員総会の決議に従う義務を負う。

### (退会)

#### 第11条

会員は、次の各号の何れかに該当する場合には、退会するものとする。

- 一 退会届の提出
- 二 会員資格の喪失
- 三 会費の滞納
- 四 その他法に規定する事由